

前々回ヒアリング事業者への追加質問回答(再々質問)

個々の MVNO 側の意向は別として、MNO として、緊急通報の提供について MVNO が行うべきと考える具体的な理由は何か。現行の番号の指定基準は、ある意味 MNO に番号を指定することを想定して設計されていると考えられ、それを前提として MNO がイコールフットィングの観点を敢えて強調するのは、建設的でないとの見方もできるかどうか。

<p>株式会社 NTTドコモ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・MNO は現行の「電気通信番号の使用に関する条件」を満たすために、MNO 自身で交換機を用意し、緊急通報機関やNTT 東西と調整・対応を行うことで緊急通報を提供しています。 ・MVNO へ番号指定を行うにあたりMVNO 自身が交換機を用意するという前提においては、MNO と同様にMVNO による緊急通報の提供は可能と考えており、音声サービスを提供するMVNO 自身が直接、緊急通報機関への発信者情報提供等の対応をすることで、緊急通報機関、及び利用者の利便性向上(事件・事故等に迅速な対応)が期待されることから、まずはMVNO 自身が緊急通報の提供について検討を行うべきと考えます。 ・その検討結果により、MVNO における対応が困難等の理由から、MVNO からMNO への緊急通報の卸提供要望があれば、MNO が実現方式や提供方法について検討するものと考えます。
<p>KDDI 株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報は番号を利用する人の生命、身体、財産を守る重要な機能であり、緊急通報機関との適時適切な情報連携が必要であり、番号指定を受けた事業者がこの責務を果たすことが極めて重要であると考えます。したがって、その機能の提供は、本件においてはMVNOが自らの責任において実現すべきと考えます。 ・また、MNOとMVNO含めた事業者間の公正な競争環境の促進とその担保の観点から、音声伝送携帯電話番号の指定にあたっては、音声電話携帯電話番号の機能や品質に差分を生じさせず利用者の混乱を招くことのないようにし、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保することが重要であり、番号指定事業者間で指定の条件が異なることのないように従来の指定条件を踏襲することが望ましいと考えます。 ・加えて、前回ヒアリングにおいて、複数のMVNOからは自ら緊急機関と直接接続する方向で検討を進める意向も示されているなどMVNOにとっても非現実的な実現方法ではないと考えます。 ・なお、緊急通報の提供がMVNOの責任において実現されることを前提として、仮にその機能の一部をMNOが担う場合の実現可能性については技術的には不可能ではないものの、様々な課題があり、MNO側の音声コアシステム等の大規模な改修が必要となることが想定されます。今後、建設的に進めるにあたってはMVNOから具体的な接続形態や接続方法等の要望を受けて検討すべきものと考えますが、その際も緊急通報機関を交え、慎重な議論・検討が必要と考えます。

ソフトバンク 株式会社	・現状、携帯電話は緊急通報ができるものと広く認知されており、また緊急通報できない電話番号としては 050 が存在することから、携帯電話役務として提供するのであれば、MNO、MVNO に依らず緊急通報の提供はされるべきであり、緊急通報を提供しないのであれば 050 を利用すべきと考えます。
楽天モバイル 株式会社	・音声伝送携帯電話番号だけでなく固定電話番号含めた緊急通報機関への接続を義務付けられる電気通信番号については、その指定された電気通信番号を実際にお客様に役務提供する事業者が自らの責任として、緊急通報機関への対応を行ってきた認識です。 ・緊急通報機関への対応においては、お客様情報を取り扱わなければならないため、契約主体である事業者自身が対応すべきであり、MNO・MVNO といった事業形態に依らず、電気通信番号の指定を受けた事業者が等しく緊急通報への接続を提供すべきというのが当社意見の趣旨となります。